

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	現在政策体系を策定中。
	政策の達成目標	津波被災地域を含む市町村で予定している防災集団移転促進事業等の事業の実施
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 28 年 3 月 31 日まで
	同上の期間中の達成目標	津波被災地域を含む市町村で予定している防災集団移転促進事業等の事業の実施
	政策目標の達成状況	用地の選定、交渉の済んだ地区から順次買収に着手しているものの、未だ街づくりのグランドデザイン、土地利用の方向性が定まらない地域も多く、進捗は図られていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	H25 : 33 者 H26 : 26 者 H27 : 15 者
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	地権者による土地の譲渡が促進され、停滞している移転事業が円滑に実施されることにより、被災者の住居の確保が早期に図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が平成 28 年 3 月 31 日までの間に復興事業等の用に供するために地方公共団体等により買収される場合における土地等の譲渡所得の 2,000 万円の特別控除（震災特例法 11 の 5②、措法 34 等） ・ 土地収用法等の規定に基づき収用される場合、収用権を背景に買収される場合、50 戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するために買収される場合における土地等の譲渡所得の 5,000 万円特別控除（震災特例法 11 の 5①、措法 33 等）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	移転事業の実施に際し直接的なボトルネックとなっている地権者の協力を得ようとするための措置であり、対象としての確である。 また、法定の手続を経る復興整備計画に位置づけられた事業に限定することで、公益性を担保し、特例措置の期間を集中復興期間とされる平成 28 年 3 月 31 日までと区切ることで、短期に集中して事業進捗を図ろうとするものである。

税負担軽減措置等の 適用実績	—
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	—
これまでの要望経緯	—